

はちのかん太くんカード契約規定

第1条 (借主)

- 借主とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社(以下「保証会社」という)を連帯保証人として、株式会社八十二銀行(以下「銀行」という)の定める申込書により「はちのかん太くんカード」(以下「カード」という)の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認めた場合、次回返済期日14日以内に返済したときは、次回の返済期日は従前の返済期日のヶ月後の指定日となります。

第2条 (取引方法)

- この取引は、本規定第7条および第9条に定める方法による当座貸越金の入出金によるものとし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- カードは、銀行の現金自動預入支払機(以下「ATM」という)、現金自動支払機(以下「CD」という)および銀行が提携するATM、CDで銀行が利用を認めたATM、CDを使用して当座貸越金の入出金を行う場合に利用するものとします。

第3条 (カードの貸与、暗証番号)

- 銀行は、借主1名につき1枚のカードを発行し、貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものとします。
- 借主は、銀行の定める方法により届け出た暗証番号を使用するものとします。
- 借主は、善良なる管理者の注意をもってカードおよび暗証番号を使用し、管理するものとします。
- カード(カード上の表示事項を含む)は、借主本人以外使用することはできません。またカードを他人に譲渡、買入れたまたは貸与することや、カード上の表示事項を使用することはできません。
- 借主が、本条第3項または第4項に違反して、カード(カード上の表示事項を含む)を他人に使用された場合の損害は、借主の負担となります。

第4条 (カードの紛失、盗難等)

- 借主がカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に届け出るものとします。なお、この届出前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。
- カードは、紛失・盗難・破損等で銀行が適当と認めた場合、銀行の定めの手続により再発行します。

第5条 (利用限度額)

- 借主は、利用限度額の範囲で繰返し借入ができます。
- 利用限度額は、800万円の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。
- 本条前2項に係わらず、銀行が債権保全上必要と認めたときは、利用限度額を減額あるいは新たな貸付を中止することができます。
- 本条第3項により利用限度額の減額を行った後、減額事由が解消した場合は減額の範囲内で増額します。

第6条 (利用有効期間)

- 借入ができる期間は、この契約成立の日から3年間とします。ただし、借主または銀行から期間満了日までになんらかの申出のないときは、更に3年間自動更新し、その後も同様とします。
- 期間満了日まで、借主または銀行から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、完済に至るまで支払うものとします。

第7条 (借入方法)

- 借入方法は、銀行のATM、CDおよび銀行が提携するATM、CDで銀行が利用を認めたATM、CDからの引出し、または銀行が特に承認した場合の借主の指定した借主名義の銀行本支店の口座への振込み、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
- カードによる借入の日(以下「借入日」という)は、本条第1項により借入をした日とします。
- ATM、CDからの引出しは、1,000円単位とし、1回あたりの引出しは銀行が定めた金額の範囲内とします。

第8条 (借入利率等)

- 借入利率は、保証会社の保証料を含む銀行所定の年利率を適用するものとし、借主に書面で通知します。
- 借入利息の計算方法は次のとおりとします。

借入残高×借入利率÷365日×各回の利用日数

(注)付利単位は1円です。

第9条 (返済方法)

- 返済方法は、銀行のATMからの入金、あるいはその他銀行が認めた方法によるものとします。
- ATMからの入金は、紙幣による1,000円単位の入金のみとします。ただし、硬貨の入金が可能なATMの場合は、1円単位とします。また、1回あたりのATMでの入金は銀行が定めた金額の範囲内とします。

第10条 (各回の返済期日)

- 各回の返済期日は、次の第1号または第2号のとおりとします。いずれの場合も返済期日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。
 - 35日ごとの返済

初回返済期日 ― 借入日の翌日から起算して35日以内

2回目以降の返済期日 ― 約定返済金の支払いをした日の翌日から起算して35日以内

(注)追加借入をしても返済期日は変わらないものとします。

(2)毎月指定日返済

- 借主の指定する一定期日の毎月返済
 - 前項第2号の毎月指定日返済において、借主は、返済期日前の返済ができるものとします。ただし、毎月指定日の15日以上前に返済したときは、次回の返済期日は更新されません。ただし、毎月指定日返済の場合、次回返済期日前14日以内に返済したときは、次回の返済期日は従前の返済期日のヶ月後の指定日となります。
- 借主が次回の返済期日の延期を銀行に申し入れた場合、銀行が認めた場合に限り延期できるものとします。

第11条 (各回の返済金額)

<div><div><div> </div></div><div>・借入残高が10万円以下の場合は2千円</div></div> <div><div><div> </div></div><div>・借入残高が10万円超20万円以下の場合は4千円</div></div> <div><div><div> </div></div><div>以降、借入残高が10万円増すごとに2千円を追加</div></div>
--

- (注1) 各回の約定返済金額は最少の返済金額であり、それを超える金額の返済も随時可能です。
- (注2) 上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額を返済金額とします。また、上記返済金額が最少の返済額を超えたときは、超えた金額を元金の一部として入金処理いたします。
- (注3) 追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を借入残高とします。
- (注4) 各回の約定返済金額未済を振込みにて返済された場合は、返済金の一部として受付します。
- (注5) 延滞した時は、上記返済金額に遅延損害金を加えた額を約定返済金額とします。

第12条 (返済金の充当方法)

借主の返済金は、無利息残高・遅延損害金・利息・元金の順に充当します。(注)無利息残高とは、ATM等での返済後の残高が千円未満になったときは、利息が付かない残高としてお取扱いする金額です。

第13条 (遅延損害金)

- 借主が約定返済金額の支払を遅滞したときは、銀行の定める遅延損害金を支払うものとし、遅延損害金年率(保証会社の保証料を含む)は18.0%とします。
- 遅延損害金の計算方法は、次のとおりとします。

借入残高×遅延損害金年率÷365日×各回の返済期日後の経過日数

第14条 (期限の利益喪失)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行からの通知、催告がなくてもこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
 - 第10条および第11条に規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - 保証会社から保証中止または解約の申出があったとき
 - 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立等その他これに類似する手続きの申出があったとき
 - 手形交換所もしくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - 差押、仮差押、保全差押、仮処分、強制執行の申立または滞納処分を受けたとき
 - 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、銀行が督促できないことが判明したとき
 - 本規定および銀行取引上の規定等の義務に違反したとき
 - その他借主の信用状態が著しく悪化したとき
- 次の各場合には、借主は銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を支払うものとします。
 - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき
 - 本取引に関し借主に銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
 - 借主が振り出した手形の不渡りまたは借主が発生記録をした電子記録債権の支払不能とが、6ヶ月以内に生じたとき
 - 前各項のほか、借主について銀行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- 前各項の事由があるときは、銀行はいつでもあらたな貸付を中止し、またはこの契約を解約することができます。この契約が解約された場合は、借主はこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行を返却するものとします。

第15条 (保証会社への保証債務履行請求)

- 本規定第14条により、借主にこの契約による債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対してこの契約による債務全額の返済を請求することとします。
- 保証会社が借主に代わって、「はちのかん太くんカード」契約による債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証会社とこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 本条第2項に基づく保証会社の返済が借主に対して事前の通知、催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

第16条 (銀行からの相殺)

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済期日が到来したものと、または本規定第14条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができます。この場合、銀行は借主に対し書面により周知するものとします。
- 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は銀行による相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第17条 (借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とをこの契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 本条第1項によって相殺をする場合には、銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
- 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の借入利息および損害金の計算期間は相殺通知到着の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第18条 (債務の返済等にあてる順序)

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務との相殺にあてるときを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、「はちのかん太くんカード」契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はこの債務の返済または相殺にあてるときを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるときを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、本条第2項の借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮したとの債務の返済または相殺にあてるときを指定することができます。
- 本条第2項のお書または本条第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第19条 (債権譲渡)

- 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡(以下本条においては「債権」を含む。)することができます。
- 本条第1項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人(以下本条においては「借債の受益者を含む。))の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおりこの契約に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第20条 (危険負担、免責事項)

- 借主が銀行に差入れた契約書等が、事変・災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。なお、銀行からの請求があれば代替の契約書等を差入れるものとします。
- ATM、CDによりカードを確認し、引出し・入金操作の際使用された暗証番号と登録の暗証番号との一致を確認して引出しの取引がなされたうちは、カードの偽造・変造、カードまたは暗証番号の盗用やその他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第21条 (届出事項の変更)

- 借主は、氏名、住所、勤務先、勤務地に変更があった場合は、すみやかに銀行の定める届出用紙または銀行が適当と認める方法により届出るものとします。
- 借主が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合、銀行からの通知または送付書類等が届着し、または未送達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることに異議ないものとします。

第22条 (解約)

借主が「はちのかん太くんカード」を解約する場合、銀行に対するこの契約による債務全額を完済したうえ、銀行の定める届出をすすめるものとします。この場合、銀行の請求により借主はカードを返却するものとします。

第23条 (報告および調査)

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第24条 (公正証書作成義務)

借主は銀行から請求がある場合には、直ちにこの約定による債務の承認

ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担します。

第25条 (反社会勢力の排除)

- 借主は、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしておりと認められる関係を有すること

- 借主は、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、この契約による債務のほか銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

- 前項の請求において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を、受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着したまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

- 第3項の規定により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

- 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

- 借主は、前6項の規定が、この契約に基づく借入のほか、銀行との間の他の契約に基づく既存の借入が存在する場合はその全てについて、最初の契約締結日に遡って適用されることを確約します。なお、当該既存借入に適用されたい約定内容で、反社会勢力の排除に関する条項が存在した場合には、当該条項は前6項の「および変更のうえ遡って適用されるもの」とし、当該条項が存在しなかった場合には、前6項が新たに遡って適用されるものとします。また、既存借入に適用されたい約定のうち、適用により変更等されるものを除くその他の約定は、引き続き有効なものとします。

第26条 (成年後見人等の届出)

- 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。また、借主または保証人の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に銀行に届け出るものとします。
- 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。
- 借主は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がなされている場合も、本条第2項と同様に銀行に届け出るものとします。
- 借主は、本条第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって、直ちに銀行に届け出るものとします。
- 本条第4項の届出前に生じた銀行の損害については、借主の負担とします。

第27条 (合意締結)

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第28条 (規定の変更)

- 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。
- 銀行は、第1項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。